

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（項目）

- a. 企業間の連携（共同開発によるお客様のニーズ実現、課題解決への技術提案）
- b. 環境保全と汚染予防の取組（大気汚染・水質汚濁に関する取組み、廃棄物の再資源化率 100%維持、廃棄物総排出量の減量、CO2 排出の抑制、地球温暖化への配慮、地域との共存、グリーン調達 等）
- c. 人権尊重の取組（人権尊重に関する取組の開示、人権に対する負の影響を特定、防止、軽減する人権デュー・デリジェンス等を通じ、適切な救済・是正に努める）
- d. 健康経営に関する取組（ダイバーシティ&インクルージョンの促進、女性の活躍支援、特例子会社設立による障害者雇用の促進 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、本法の対象となるお取引先様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、お取引先様と協議の場を定期的に設け、公表資料を基に労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に取引を行い、型管理の適正化に取組み、不要な型の廃棄を促進す

るとともに、量産終了後の型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮します。

③ 支払条件

下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる、お取引先様との取引に対する支払代金は、金額現金で支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

契約上知り得たお取引様の知的財産権やノウハウ等に関して、お取引先様に損失を与えることの無いよう、十分に配慮します。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

働き方改革が及ぼすお取引先様への影響に配慮しつつ、取組みを阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないよう努め、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、増加コストを負担するよう努めます。災害時等においては、お取引先様に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社では、「アーレスティグループ行動規範」を策定し、従業員への浸透を目的に、毎年読み合わせを実施するほか、携帯用冊子の配布やイントラネット上での掲示、当社 WEB サイトへの掲載等、広く周知を行っています。

2021年2月1日

(2023年9月14日更新)

(2024年3月25日更新)

株式会社アーレスティ 代表取締役 高橋 新一